

議案第 87 号

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部
を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 30 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部
を改正する条例

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（昭和 31
年清水町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 225」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 5 年 12 月に支給する期末手当の特例）

7 令和 5 年 12 月に支給する期末手当に限り、清水町議会議員の議員
報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例（令和 5 年
清水町条例第 号）による改正後の第 4 条第 2 項中「100 分の 225」
とあるのは「100 分の 230」に読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。